

## 一般財団法人日中経済協会ホームページ 有料バナー広告掲載基準

平成 27 年 8 月 1 日  
一般財団法人日中経済協会

### (趣旨)

第 1 条 本基準は、一般財団法人日中経済協会ホームページ（以下「当サイト」という。）へのバナー広告（ウェブページに張る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基本原則)

第 2 条 当サイトに掲載するバナー広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

(1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。

(2) 当サイトの広報媒体としての公共性、品位、信頼を損なう恐れのないもので、当協会事業に不利益が生じるおそれがないものであること。

### (広告の掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告（広告主の指定するリンク先のホームページを含む。）は掲載しないものとする。

- (1) 政治性や宗教性、特定の政党を支援するなど選挙に関するもの
- (2) 意見広告
- (3) 名刺広告
- (4) 社会的問題についての主義主張
- (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (7) 青少年の健全育成に反するもの
- (8) 求人広告
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (11) 当協会が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反するもの
- (13) その他当サイトへの掲載が適当でないと理事長が認めるもの

### (広告の規格、掲載位置等)

第 4 条 広告の規格、掲載位置等は原則として次のとおりとする。

- (1) バナー広告画像のサイズは、縦 60 ピクセル、横 213 ピクセルを原則とする。

(2) 形式は GIF とする。

(3) 当サイトのトップページの中央下部エリアを原則とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載期間中、当協会は、バナー広告を正常な状態に維持するよう、善良なる管理者の注意義務を負うが、システムの緊急保守・必要な更新、障害、停電、天災等により、事前通知することなく、一時的に広告掲載を中断せざるを得ない場合には、当協会は広告掲載中断に関する責任を負わないものとする。

3 第三者からのクレームや異議、または損害賠償などの訴えを起こされた場合には、すべてを広告主の責任において解決することとし、当協会は責任を負わないこととする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載の優先順位は、当協会の判断によるものとする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 広告主が広告掲載を申込み場合は、当協会が広告枠の契約を締結している事業者と広告主とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

(広告内容の修正、掲載の取消等)

第8条 広告の内容がこの基準に違反している場合には、当協会は、当該広告の内容修正・掲載取消を求めることができる。

2 前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができる。

3 本条による広告内容の修正及び取消の結果として、広告主に生じた損害について、当協会は一切の責任を負わない。

(当協会の行う他の広報活動と広告主との関係)

第9条 広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に対して、他の広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

附則 この基準は、平成27年8月20日から施行する。